

2023年度全学自己点検・評価結果

青山学院大学 全学自己点検・評価委員会

基準	全学的な状況
基準1 理念・目的	<p>大学の理念を踏まえ、各学部・研究科にて目的を適切に設定している。また、目的は学則に明記し、WEBサイト、パンフレット等を通して、広く学内外に周知している。</p>
基準2 内部質保証	<p>内部質保証のための全学的な方針、手続き、体制を整備し、PDCAサイクルに基づく継続的な内部質保証に取り組んでいる。</p> <p>各学部・研究科への支援については、部局単独では改善できない課題を全学的な優先課題として取り上げることで一定の支援ができてきているものの、本委員会の支援機能については、検討・改善の余地がある。2021年度に受審した機関別認証評価の結果を踏まえ、引き続き適切な支援体制に向けた検討を行っていく。</p> <p>点検・評価における客観性、妥当性を高めるための取組として、「外部評価委員会」を設置し、2021年度に引き続き実施した。</p>
基準3 教育研究組織	<p>大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センター等を適切に設置している。</p> <p>おおよその学部・研究科において教育研究組織の適切性について検証が行われているが、一部の学部・研究科では行われていない実態があるので、検討・改善の余地がある。</p>
基準4 教育課程・学習成果	<p>卒業・修了のための具体的な要件、カリキュラムの順次性・体系性、各授業科目の単位数等を授業要覧、大学院要覧等で明示し、各カリキュラムの特性に応じた教育を実施している。</p> <p>各学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限を編入学者等も含めて50単位未満に設定するほか、各学部・研究科で学則に則り適切に既修得単位の認定を行うなど、単位の実質化を図っている。</p> <p>各研究科では、予め大学院要覧等に示した研究指導計画に基づき、研究指導を実施している。</p> <p>各学部・研究科では、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っている。しかし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の策定状況、研究科における学位論文等の審査基準の設定状況、学習成果の把握・評価方法については、検討・改善の余地があるため、2021年度に受審した機関別認証評価の結果を踏まえ、引き続きこれらの改善に取り組む。</p>
基準5 学生の受け入れ	<p>入学を希望する生徒等の能力を多面的・総合的に評価できるよう、選抜方式ごとに多様な試験科目を設定している。</p> <p>各学部・研究科では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。しかし、アドミッションポリシーの策定状況、研究科における定員管理については、検討・改善の余地があるため、2021年度に受審した機関別認証評価の結果を踏まえ、引き続きこれらの改善に取り組む。</p>
基準6 教員・教育組織	<p>各学部・研究科では、求める教員像及び教員組織の編制方針に基づき、教員組織を適切に編制している。</p> <p>全学的に授業改善を目的とした学生アンケート、テーマごとの研修会等を実施しているほか、各学部・研究科においても独自のプログラムを実施するなど、教員の資質向上および教員組織の改善・向上に努めている。一方、教育・研究・社会活動・大学運営等の活性化を目的とした教員の業績評価の実施については、検討・改善の余地がある。</p> <p>各学部・研究科では、教員・教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。しかし、一部の学部・研究科においては、その実施状況に検討・改善の余地がある。</p>
基準7 学生支援	<p>学生支援の方針に基づき、各学部・研究科、学生生活部、学務部、進路・就職部、シビックエンゲージメントセンター、学生相談センター、保健管理センター、障がい学生センター等、多くの組織が相互に連携しながら、学生に対する様々な支援を行っている。</p> <p>各部局では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。しかし、一部の部局においては、その実施状況に検討・改善の余地がある。</p>
基準8 教育研究等環境	<p>教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、大学において必要な設備、制度、条件等を整備している。</p> <p>各部局では、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。しかし、一部の部局においては、その実施状況に検討・改善の余地がある。</p>

基準9 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献の方針に基づき、地方自治体との連携事業、企業等との共同研究、大学間連携の拡充、ボランティア活動の推進、社会人向け講座の充実等に取り組んでいる。

各部局では、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に努めている。しかし、一部の部局においては、その実施状況に検討・改善の余地がある。

基準10(1) 大学運営・財務（運営）

大学運営方針に基づき、大学において必要な組織、規則等を整備している。

SD実施に関する方針を定め、職員の意欲・資質向上に向けた研修等の取り組みを行っている。しかし、それらを組織的に推進するための体制整備については検討・改善の余地がある。

基準10(2) 大学運営・財務（財務）

大学運営方針に基づき、予算編成、執行、監査等に関する規則を整備している。

獲得した外部資金は、規則に基づき適切に配分されている。